

第2弾！！

節電効果が大きく、環境にも優しい
省エネ家電の購入を応援します！

省エネ家電 買換え促進補助金



対象
期間

対象製品の買換えを最大6万円補助します

【事前審査】令和6年5月13日から令和6年7月12日まで
【交付申請受付】事前審査後から令和6年9月30日(必着)まで

注意点！

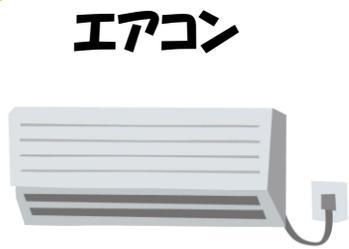
- ・第1弾で補助を受けた方は対象外です
- ・購入前に事前審査書・見積書を提出する必要があります
- ・買換え製品(新品)のみ対象です

省エネ性能はこちらの
サイトで確認できます！



条件

省エネ基準達成率が100%以上の



目標年度2027年度



目標年度2026年度
テレビは多段階評価点
3.0以上も対象



目標年度2021年度

- 買換え製品(新品)のみ対象
- 省エネ性能基準を満たしている製品
- 実店舗で購入し、町内の自宅へ設置した製品



店舗では
このマークを
チェック！

※詳細は裏面をご覧ください。

箱根町省エネ家電買換え促進事業補助金

本補助金は、町民の地球温暖化への意識啓発を行うとともに、電力、ガスその他のエネルギー価格の高騰による家庭の費用負担を軽減するために、環境への負荷の少ない省エネ家電製品への買換えを支援します。

【事前審査期間】 令和6年5月13日から令和6年7月12日まで
【交付申請受付】 事前審査後から令和6年9月30日(必着)まで
※予算に達した段階で終了させていただきます。

◆対象者の条件◆

- (1)町内に住所を有する世帯主 ※申請は1世帯につき1回限り
- (2)町税等の滞納のない方
- (3)暴力団員等に該当しない方
- (4)実店舗において、新品未使用の補助対象製品を買換え目的として購入し、自らが居住する町内の住宅に設置すること
- (5)これまでに当事業で補助金の交付を受けていない方

◆対象の家電◆

エアコン	省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）
テレビ	省エネ基準達成率100%以上（目標年度2026年度） または 多段階評価点3.0以上
冷蔵庫	省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）

◎省エネ性能は購入する店舗または専用サイトで確認してください。

◎令和6年5月13日から令和6年9月20日の間に実店舗にて購入・自宅へ設置完了した製品が対象

◆補助金額等◆

- ・家電製品購入費、設置工事費及び家電製品配送料（税込み）の合計の1/2の額（上限6万円）
 - ・1世帯につき合計3台まで。
- ※保証料、家電リサイクル料、リサイクル製品運搬料、設置に伴う備品費等は対象外です。

【申請フロー】

《補助金の交付までに2回の申請行為が必要になります》

- ① 事前審査
事前審査書および見積書を提出してください。
購入予定の省エネ家電製品が、補助対象となるかなどの確認のために実施します。
購入予定店舗で見積りを取り、実際に購入される金額で申請してください。
審査後、購入の手引きを送付しますので、内容をよく確認してから家電を購入してください。
- ② 交付申請
製品の購入・設置完了後、速やかに交付申請を行ってください。
交付申請は、申請書兼請求書と添付書類を提出してください。
申請書類の審査後、指定口座へ補助金をお振込みいたします。（決定通知にてお知らせします。）
※①②ともに、役場環境課（持参または郵送）または出張所（持参のみ）へご提出ください。

申請書類

- ・申請書兼請求書
- ・領収書またはレシートの写し
- ・納品書または配送伝票の写し
- ・振込指定口座通帳またはキャッシュカードの写し
- ・その他、申請に必要なとみとめる書類
- ・メーカー保証書の写し
- ・家電リサイクル券の写し

町ホームページは
こちらよりご覧ください



問合せ：〒250-0398 箱根町湯本256 0460-85-9565
環境課環境政策係（分庁舎3階）